

大阪府の「医療非常事態宣言」発出に伴う会費入金、満期・契約更新(継続)手続きに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大のため、大阪府より「医療非常事態宣言」が7月28日(木)から8月27日(土)まで発出されました。それに伴い、「医療非常事態宣言」の期間中、阪神みどり会カウンターでの「会費のご入金」「満期・契約更新(継続)」などの手続きができなかった会員様につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

【会費入金について】

予定されていた阪神みどり会カウンターでの会費入金につきましては、2022年9月30日(金)までにご来店いただきましたら、お積立期間が途切れないようご対応させていただきます。

また法令の定めにより、一部の会員様には会費未入金のご案内がお手元に届きますが、阪神みどり会カウンターでご入金対応させていただきますのでご安心くださいませ。

【満期・契約更新(継続)手続きについて】

2022年7月・8月に予定されていた満期・契約更新(継続)の手続きにつきましては、2022年9月30日(金)までにご来店いただきましたら、当初ご予約のお積立開始月にさかのぼってお手続きさせていただきます。

なお、今後の状況により、変更となる場合がございます。